# 六篠会会員褒章規定

### (趣 旨)

第 1 条 この規定は、六篠会会員(以下「会員」という)の褒章に関し、必要な事項 を定めるものとする。

#### (褒 章)

- 第2条 役員会は、会員の中から次に各号の一に該当すると認める者を選考し、会長 はこれを褒章する。ただし、同一趣旨の褒章は、同一人に対し1回に限る。
  - (1) 六篠会の名声を高め、会の発展に寄与した者
  - (2) 六篠会の役員又は代議員を10年以上勤め、功績のあった者
  - (3) その他、前各号に準ずる功績のあった者

## (褒章の方法及び公表)

- 第3条 褒章は、表彰状又は感謝状および記念品又は記念品料を授与してこれを行う。
  - 2 会長は、褒章を受けた者の氏名及びその功績を会報に掲載することによって、 公表しなければならない。

#### (褒章の時期)

第4条 褒章は随時行うものとする。

ただし、贈呈は、代議員総会等、功績を讃えるのに相応しい機会に行うものとする。

#### (記念品又は記念品料)

第5条 記念品又は記念料の額は、別に定める基準の通りとする。

# 附則

この規定は、平成9年4月1日より施行する。

なお、平成9年3月31日までに職務についた役員または代議員にあたっては、 経歴年数を加算するなど、この規定を適用する。

# 六篠会会員褒章規定第5条に定める記念品又は記念品料

六篠会会員褒章規定第5条に定める記念品又は記念料の額は、次のとおりとする。

対 象	限度額
表彰のとき	30,000円
上記以外のとき	10,000円